

意見書

平成 21 年 2 月 23 日

総務省総合通信基盤局
電波部移動通信課 御中

郵便番号 105-0001

(ふりがな) とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1

(ふりがな) いーもばいる かぶしきがいしゃ

氏 名 イー・モバイル株式会社

(ふりがな) だいはりとりしまりやくしやちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

「3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案等に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

I. はじめに

この度、「3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案等に対する意見募集」（以下、「3.9G 開設指針案」とする）に対して、意見提出の機会を作っていたことに感謝いたします。

3.9G 開設指針案は、社会や経済の高度化・多様化を背景に、インターネット接続や動画画像伝送等のより高速・大容量で利用者利便性の高い移動通信システムに期待が寄せられているところであり、第3世代移動通信システムを高度化した3.9世代移動通信システムの推進を目的とするものであることから、当社は歓迎いたします。

また、3.9G 開設指針案は、昨年11月7日に「3.9世代移動通信システムの導入に係る公開ヒアリング」が開催され、事業者の意見陳述、並びに有識者の方々との議論が公開で行われるなど、透明性の高いプロセスで3.9G 開設指針案が作成されたことについても評価いたします。

II. 3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案に対する意見

1. 特定基地局のシステムについて

データ通信利用の拡大傾向に対応するためには、3.9世代移動通信システムの導入が必要不可欠であることから、特定基地局のシステムに3.9世代移動通信システムを含むことに賛成いたします。

2. 新規に割当可能な周波数について

新規に割当が可能な周波数に1.5GHz帯の他に1844.9MHzを超え1854.9MHz以下の周波数（以下、「1.7GHz帯」という。）を加えたことについて賛成いたします。1.7GHz帯を3.9世代移動通信システム用に開放する事はデータ通信利用が拡大傾向にある昨今の現状から考慮しても適切であると考えます。

また、帯域当たりの利用者数で周波数の追加割当てを行うのではなく、将来的なトラフィックの増大を予め考慮して、新規に割当可能な帯域幅を当初より事業者に割当てることについても同様に適切であると考えます。

3. 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項について

特定基地局の運用開始を開設計画の認定の日からの一定の期限内とするルールを規定しない3.9G 開設指針案に賛成いたします。3.9世代移動通信システムは、これまでの1.7GHz帯や2.5GHz帯の開設指針と異なり事業者によって3.9世代移動通信システムの導入のスケジュールが異なっていると想定されるため、当社としても妥当であると考えます。

4. 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入について

第4項の電波の能率的な利用確保のための技術導入を認定要件にすることに賛成いたします。第3世代移動通信システム用の周波数のひっ迫状況を考慮すると、3.9世代移動通信システムにおいては、できる限り周波数利用効率の高い技術を導入する必要があると考えます。当社としても積極的に周波数利用効率が高い技術の採用を進めていく所存です。

5. 開設計画における申請の事業者数等について

新規割当バンドへの割り当て事業者を最大4社とすることに賛成いたします。3.9世代移動通信システムの導入に対して多数の事業者が割当を希望していると考えられる状況では、事業者に対する機会の確保という観点で優れた案であると考えます。

なお、今後において、利用者からの移動通信におけるブロードバンド化の期待の拡大による新たなモバイルブロードバンド市場の進展を目途として、割当てられた周波数の帯域及び帯域幅によって、市場における競争の優劣を生じさせることの無いよう、事業者間の競争環境を確保する観点での周波数割り当て施策の検討を希望いたします。

6. その他

「業務開始の日」(別表第1第4項“財務的基礎に関する事項”の第1号及び第2号)について、既に第3世代移動通信システム事業を行っている事業者の場合であれば、「業務開始の日」とは3.9世代移動通信システムの運用開始日と理解しております。

III. 3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針第2項第2号の規定に基づき、同号に規定する別に定める区域を定める告示案に対する意見

3.9G開設指針案に賛成いたします。

IV. 平成17年総務省告示第883号(1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件)の一部を改正する告示案及び新旧対照表に対する意見

3.9G開設指針案に賛成いたします。

V. 平成12年郵政省告示第744号(電波法第6条第7項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件)の一部を改正する告示案及び新旧対照表に対する意見

3.9G開設指針案に賛成いたします。

以上